

源泉所得税の徴収漏れにかかる対応状況等について

1. 経緯

昨年 10 月 25 日、大津税務署長より本県の所得税の源泉徴収事務が適正に行われているか確認するよう行政指導があり、全庁において自己点検を実施した結果、土木交通部においては、測量士、建築士、不動産鑑定士など個人事業主への支払いについて、源泉所得税の徴収漏れが判明した。

2. 対応等の状況

(1) 徴収不足等の状況

件数等	源泉所得税 (徴収不足額)	延滞税	不納付 加算税	納付額計
当初 (37 事業主 129 件)	32,602 千円	1,382 千円	1,605 千円	35,589 千円
追加 (1 件)	99 千円	4 千円	- 千円	103 千円
不要 (1 事業主 1 件)	△ 34 千円	△ 1 千円	- 千円	△ 35 千円
計 (36 事業主 129 件)	32,667 千円	1,385 千円	1,605 千円	35,657 千円

(2) 税務署および事業主への対応

大津税務署に対し、平成 25 年 12 月 24 日に不要となった 34 千円を除く源泉所得税不足額を納付するとともに、該当する事業主に対し、謝罪および所得税相当額の納付依頼ならびに事業主として税務署に対して行う税務手続き（更正請求）について説明した。

(3) 源泉所得税の収納状況と今後の見通し（平成 26 年 1 月末現在）

① 収納状況

・ 8 事業主 19 件 2,838,432 円

② 今後の見通し

- ・ 全ての事業主について、本人の了解が得られており、4 月末の納期限に向けた手続きを進めているところ。
- ・ うち 1 事業主については既に廃業しているが、本人と面談し納付について了解が得られており、現在、納付手続きを進めているところ。
- ・ 今後、事業主等に対して、収納状況や税務手続き等について逐次確認を行い、納期限内の収納に努める。

3. 再発防止にかかる対応

(1) 源泉徴収事務の周知徹底

自己点検結果を踏まえ、平成 25 年 12 月 2 日付けで、部内の各所属長あてに源泉徴収制度の周知徹底について通知した。

(2) 事務手続きの見直しおよび再確認

- ① 建設工事関連委託業務について、契約時から支出に至るまでの書類点検・審査のさらなる徹底を図るため、事務手続きを見直した。
- ② 所得税の源泉徴収の取り扱いについて、発注・契約段階から相手方に周知を図るため、業務委託にかかる入札説明書を一部改正した。
- ③ これらの見直しについて、平成 26 年 1 月 29 日付けで各所属長あてに通知するとともに、経理担当者会議や事務次長会議等において、管理・監督職員および担当職員に対して説明を行い、見直し後の事務手続きを再確認した。